

# 新潟市立西川中学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む必要がある。そのためには、社会全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、こどものいじめ防止に向け、社会全体でいじめの起きない風土作りに努めていくことが重要である。

西川中学校では、全職員で生徒を観察し、収集した情報を整理、共有して生徒理解をしていく。そして、全職員で妥協なく、徹底された指導を推進していけるように取り組んでいく。さらには、校区小学校や地域、各関係機関と連携をとり、校区全体にいじめ防止の理念を浸透させていく。そこで、以下のように対策を定め、組織を設置することとする。

## 1 いじめに対する基本的対策

### (1) いじめ未然防止・早期発見について

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。未然防止には「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感の向上」を基本理念として、以下のように対策をする。

#### ・生徒1人1人の個性が生きる教育活動の充実

**(「学び合い」を積極的に取り入れた学習、1人1役の学級活動、委員会活動 等)**

- ・生徒会活動の充実（体育祭、合唱コンクール、いじめ0スクール集会）
- ・授業や特別活動を通じた人権教育の充実（主に道徳・部活動）

#### ・自律性、社会性の育成（ゴミゼロ運動、校外学習、職場体験学習、修学旅行 等）

- ・生活の振り返り（教育相談アンケート、西中ライフ、学級日誌、心の健康チェック 等）
- ・生徒実態把握（生徒理解会議、生徒指導部会、職員会議、学年部会、運営委員会）
- ・講演会実施（生徒、保護者に向けて啓発）

### (2) 発見したいじめに対する措置について

いじめが予見、認知された場合には、迅速かつ適切な初期対応を行い、常に被害者の立場に立った対応を心がける。**認知した職員が1人で抱え込むことなく**、「組織」として対応をすることで偏りやミスのないように推進する。対応においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで断続的に対応する。

#### ① 実態把握の段階

- ・各種アンケート調査の迅速な分析および全職員での共有。
- ・生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達。**(いじめ対応ミーティングメモの活用)**
- ・正確で偏りのないチームによる事実調査、全体像の把握。

#### ② 方針決定の段階

#### ・「校内いじめ対応ミーティング」の開催。

- ・ねらいと指導の役割分担の明確化。
- ・全職員の共通理解。

#### ③ 指導支援の段階

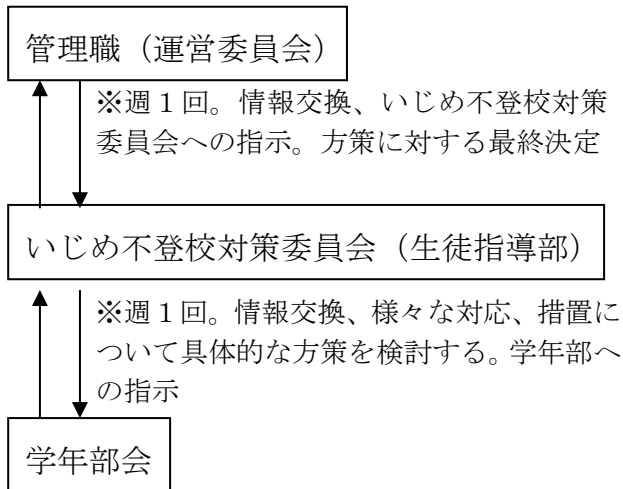
- ・被害生徒の心情理解と原因の把握。
- ・加害生徒、保護者が問題を十分理解し、反省する指導。

#### ④ 継続支援の段階

- ・再発防止の対策と事後経過観察の実施。
- ・関係生徒、保護者への支援継続。**(いじめ「解消」に対する適切かつ慎重な判断)**

## 2 校内における組織とその取組

### (1) 組織



※週1回。各学級、学年内による情報交換。様々な対応、措置について具体的な方策の検討。

### 職員会議

※月1回。情報交換、多面的生徒理解をする。

※各組織の部会からとらえた多面的な視野での情報収集と共有化を図り、未然防止策や支援対策、そしてその対応を図る。

また、緊急を要する場合には、不定期に開催することもできる。

### (2) 組織構成

- ・運営委員会 (校長・教頭・教主・1学主・2学主・3学主・生指主・研主)
- ・いじめ不登校対策委員会 (教頭・生指主・学年生指・養教・教育相談・特支・SC)
- ・学年部会 (学主・担任・副任)
- ・職員会議 (全職員)

## 3 校外における組織と連携した取組

### (1) 組織名〈西川中学校区いじめ防止連絡協議会〉

- ・いじめ不登校対策委員会 (校内)
- ・西川中学校区小中連携協議会
- ・西川地区青少年育成協議会
- ・西川地区民生児童委員協議会
- ・西蒲警察生活安全課

### (2) 連携した取組

- ① 小中連携事業
  - ・あいさつ運動
  - ・すこやかチャレンジウィーク
  - ・授業公開
- ② **地域教育コーディネーターとの連携事業**
  - ・花壇整備
  - ・地域祭礼参加
  - ・健康増進教室の実施
  - ・その他各種地域行事への参加